

○高山市平和都市宣言検討会議設置要綱

平成 27 年 7 月 31 日

決裁

(設置)

第 1 条 平和都市宣言に関して、高山市民が、平和の大切さを次世代に引き継ぎ、世界平和の実現に寄与する意志を国内外に示すことができる平和都市宣言を起草するため、様々な分野、年代層の市民が参画する高山市平和都市宣言検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、次代を担う子ども達を含む市民の意見をもとに、平和都市宣言の文案を作成し、市長へ提出する。

(組織)

第 3 条 検討会議の委員（以下「委員」という。）は、22 名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項第 1 号に規定する学識経験者及び第 2 号に規定する各種団体は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会議を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項の達成の日までとする。

(会議)

第 6 条 検討会議は、必要に応じ会長が招集する。ただし、会長の選出前の検討会議は、市長が招集する。

(庶務)

第 7 条 検討会議の庶務は、市民活動部市民活動推進課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成 27 年 7 月 31 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	分野	団体等
学識経験者	学識経験者	高山市社会教育委員
各種団体	人権・平和	高山人権擁護委員協議会 高山ユネスコ協会 国際ソロプチミスト高山
	教育	高山市教育委員会 飛騨地区高等学校長会 高山市小中学校長会 高山市PTA連合会
	戦争記憶	高山市遺族会連合会
	文化	高山市文化協会
	観光	飛騨高山国際誘客協議会 高山市観光連絡協議会
	国際交流	飛騨高山国際協会
	市民意識啓発	高山市民憲章推進協議会
	福祉	高山市民生児童委員協議会
	地域	まちづくり協議会
	高齢層	高山市連合長寿会
	青年層	高山商工会議所青年部会